

議案第 2 号

我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定する。

令和 7 年 6 月 2 日 提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

受給者の利便性の向上のため、受給券に代えて、マイナンバーカードを医療
機関の窓口に掲示することによっても重度障害者医療費の支給を受けること
ができることとするため提案するものです。

我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

我孫子市重度障害者医療費の支給に関する条例（昭和48年条例第52号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（対象者等） 第3条 障害者医療費の支給を受け ることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する障害者（以下「対象者」という。）又はその保護者とする。 （1）及び（2） 略 （3） 障害者及び障害者と生計を一にする者として規則で定める者について、保険医療を受けた月の属する年度（4月から7月までの場合にあつては前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。<u>次条第3号</u>において「市町村民税」という。）の同法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）の額を規則で定めるところにより合算した額が235,000円未満であること。 （4）及び（5） 略	（対象者等） 第3条 障害者医療費の支給を受け ることができる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する障害者（以下「対象者」という。）又はその保護者とする。 （1）及び（2） 略 （3） 障害者及び障害者と生計を一にする者として規則で定める者について、保険医療を受けた月の属する年度（4月から7月までの場合にあつては前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。<u>第4条第3号</u>において「市町村民税」という。）の同法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。）の額を規則で定めるところにより合算した額が235,000円未満であること。 （4）及び（5） 略

2 略 (支給の方法) 第6条 前条第3項の規定により認定を受けた者(以下「受給者」という。)又はその保護者(以下「受給者等」という。)は、受給者が健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)のうち、千葉県と医療に関する現物給付の取扱いに関する契約を締結しているもの(以下「指定医療機関等」という。)において保険医療を受けるときは、前条第3項の受給券<u>の提示又は医療保険各法の規定による電子資格確認に準ずる方法により、受給者であることの確認を受ける</u>ものとする。 2 市長は、<u>前項の規定による確認を受けた</u>受給者が指定医療機関等から保険医療を受けたときは、当該受給者等に支払うべき障害者医療費を、当該受給者等に代わり、当該指定医療機関等に支払うものとする。 3 略 4 受給者等は、次の各号のいずれかの事由により保険医療機関等に対	2 略 (支給の方法) 第6条 前条第3項の規定により認定を受けた者(以下「受給者」という。)又はその保護者(以下「受給者等」という。)は、受給者が健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)のうち、千葉県と医療に関する現物給付の取扱いに関する契約を締結しているもの(以下「指定医療機関等」という。)において保険医療を受けるときは、<u>当該指定医療機関等に前条第3項の受給券(以下「受給券」という。)を提示する</u>ものとする。 2 市長は、受給者が指定医療機関等から保険医療を受けたとき<u>(受給者等が当該指定医療機関等に受給券を提示したときに限る。)</u>は、当該受給者等に支払うべき障害者医療費を、当該受給者等に代わり、当該指定医療機関等に支払うものとする。 3 略 4 受給者等は、次の各号のいずれかの事由により保険医療機関等に対
---	--

し医療費を支払った場合において、 障害者医療費の支給を受けようと するときは、規則で定めるところに より、市長に申請しなければならない い。 (1) 受給者等が指定医療機関等<u>に</u> <u>において第1項の規定による確認を</u> <u>受けることができなかった</u>とき。 (2) 略	し医療費を支払った場合において、 障害者医療費の支給を受けようと するときは、規則で定めるところに より、市長に申請しなければならない い。 (1) 受給者等が指定医療機関等<u>に</u> <u>受給券を提示しなかつた</u>とき。 (2) 略
---	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。